

産 業 建 設 委 員 会 記 録

開会年月日	平成 23 年 10 月 3 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 34 分
出席委員名	◎山根 隆司 ○福井 輝夫 辻 孝記 広 耕太郎 品川 幸久 上田 修一 小山 敏 山本 正一 世古口新吾 宿 典泰 議長
欠席委員名	
署名者	辻 孝記 品川 幸久
担当書記	中野 諭
審査議案	議案第 59 号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）当委員会関係分 議案第 61 号 伊勢市産業支援センター条例の一部改正について 議案第 62 号 伊勢市都市公園条例の一部改正について 議案第 63 号 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について 議案第 64 号 伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について 議案第 65 号 市道の路線の認定について 平成23年 「T P P 参加反対の意見書」提出を求める請願 請願第 8 号
説明員	産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、都市整備部次長 産業観光部参事、ほか関係参与

☆審査経過並びに結果

H23.10.3（委員会）

開会 9：58

山根委員長開会宣言及び会議成立宣言。委員会記録の署名委員に辻委員、品川委員を指名し直ちに会議に入った。

9月20日の本会議で付託を受けた「議案第59号平成23年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)」中、当委員会関係分、「議案第61号伊勢市産業支援センター条例の一部改正について」「議案第62号伊勢市都市公園条例の一部改正について」、「議案第63号伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」、「議案第64号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について」、「議案第65号市道の路線の認定について」、「平成23年請願第8号「T P P参加反対の意見書」提出を求める請願」の以上7件を議題として、順次審査し、質疑、討論のち採決を行い、議案第61号は賛成多数、議案第59号、62号、63号、64号及び65号は、全会一致で原案通り可決すべし、請願第8号は継続調査と決定した。

報告文の作成については、正副委員長一任と決定して委員会を閉会した。

なお、委員会の概要は次のとおりです。

◎山根委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

辻委員、品川委員の御両名をお願いいたします。

本日、御審査願います案件は、9月20日の本会議で当委員会に付託されました、「議案第59号平成23年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)」中、当委員会関係分、「議案第61号伊勢市産業支援センター条例の一部改正について」、「議案第62号伊勢市都市公園条例の一部改正について」、「議案第63号伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」、「議案第64号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について」、「議案第65号市道の路線の認定について」、「平成23年請願第8号「T P P参加反対の意見書」提出を求める請願」の以上7件でございます。

お諮りいたします。

審査方法については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

なお、質問につきましては、一問一答方式でよろしくお願いいたします。

議案第 59 号 平成 23 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中 当委員会関係分

◎山根委員長

それでは「議案第 59 号平成 23 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）」中、当委員会の関係分を議題といたします。

はじめに労働費をお願いします。

補正予算書の 20 ページをお開きください。

款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 2 緊急地域雇用対策事業費、大事業 1 緊急雇用創出事業、中事業 2 治安・防災関連雇用対策事業を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでございますので、以上で労働費を終わります。

次に農林水産業費を御審査願います。

22 ページから 25 ページにかけてでございます。よろしいですか。

款 6 農林水産業費を一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでございますので、農林水産業費を終わります。

次に観光費を御審査願います。

26 ページから 27 ページにかけてでございます。

款 8 観光費を一括審査で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでございますので観光費を終わります。

次に土木費を御審査願います。

28ページから31ページにかけてでございます。

款9 土木費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、以上で土木費を終わります。

次に消防費を御審査願います。

32ページから33ページをお開きください。

款10 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費、大事業1 防災対策事業、中事業2 東日本大震災対策経費において御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので消防費を終わります。

次に災害復旧費を御審査願います。

38ページから39ページにかけまして、款12 災害復旧費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、以上で災害復旧費を終わり、「議案第59号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第59号平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中、当委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

議案第 61 号 伊勢市産業支援センター条例の一部改正について

◎山根委員長

次に議案第 61 号伊勢市産業支援センター条例の一部改正についての御審査を願います。

条例等議案書の 1 ページから 11 ページまでとなります。

御発言はございませんか・・・辻委員。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

産業建設委員協議会のときもずっとこれの議論をされまして、先日の本会議におかれましても議論が議案質疑のほうでありましたけれども、産業支援センターの指定管理の制度、制度自体を、指定管理をするということに関しましては、いろいろと御議論があろうかと思っております、いろんな個人情報の問題も含めて外部に持ち出されるかどうかという問題もあろうかと思っております。その辺のところはどのように考えてみえるかまずお聞きしたいと思います。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

個人情報の問題でございますが、当然個人情報並びに我々支援しておりますのが法人もございまして、個人情報の条例、法令等に遵守した形で、仕様書で、協定におきましてもその辺は重視してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

当初、協議会でのお話ですと、なるべく特命でいきたいような雰囲気の話がございましたけれども、これを公募に変えていくという考え方はどうなりましたでしょうか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

協議会のときにいろいろ御意見をいただいたのですが、そのときも御説明させていただいたとお

り、ほかの指定管理業務と違いまして、非常に特殊な業務、当然市内企業さんとの信頼関係の構築、状況把握の面で非常に精通した業者でないと非常に難しいという判断から、その辺の考えは変わっておりませんのでどうぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

そうすると協議会で説明があったとおりの考え方でいきたいというふうなお話だと思いますけれども、あのときも私言わせていただきましたが、指定管理をしようとするのであれば、やっぱり条件として公募であるべきだろうというふうに思いますし、どこがする云々は別にして、評価をする上でも決まった評価基準というのをしっかりと設けていかなければならないというふうに思っておりますし、何のために指定管理をするんだと。

当初この支援センターをやっていく上でいろいろと議論をさせてもらった経過もあるのですが、当初はインキュベーションマネジャーを当局から人材を育てていくんだという話があったわけですが、その辺のところはどうなったのですか。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部参事

インキュベーションマネジャーにつきましては、平成20年におきまして、今現在も委託で、今現在につきましては週に15時間以上の指導をいただいておりますが、職員もいろいろそれに付随する事務をやっておるのですが、なかなか専門的なこともございまして、がんばってはおりますが、インキュベーションマネジャーの資質を職員に持たすということは非常に難しい現状でございます。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

当初設立して、そのころにはそういったことも含めてIMを採用していく中で、2人にするのか1人にするのかいろいろなことがありました。その中で当局の担当の者も1人、一緒につけてさせていくんだと言う話があったかと僕は記憶しておるんですけども、その辺のところ、本来であれば先ほど言われたように専門性が必要な分野だとこれは思っております。だからなおさら当局におかれても専門性をもっていく必要があったんだというふうに僕は思っておりますが、その辺がなぜできなかったのか、その辺をちょっとお教え願いたいなと思っております。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部 参事

当然職員の異動もございます。それから、やはり行政の職員でございますが民間の経験がございません。そういうことで今現在育っていないというのが現状でございます。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

最後にしておきます。これは議論が平行線になっちゃうと思いますので、これ以上あんまり言いませんけれども、やっぱり公の施設を指定管理する意味が大事だろうというふうに思っておりますし、全体の指定管理の使い方も含めて、やっぱり大事なところというのは、大きく広げて公募型でやっていかないと。確かに公募型をやって、そうしたら応募があるかどうかというのは、また別にして基本的なスタンスとして、そういったものをもっていく必要があるかと思っておりますので、それだけ申しおいて終わります。

◎山根委員長
山本委員。

○山本委員

この問題におきましては、辻委員と私ほとんど同じ意見なのですが、結局これが8月の末に条例改正案が産建で出されて9月のこの議会で条例改正して、それで特命ということで話が進んでおるわけですが、これがもし条例改正案が否決をされるということになったときに当局はどのように考えておるのか、ちょっと考え方のお示しをお願いいたしたいと思えます。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部 参事

8月29日の産業建設委員会では、我々行政側の考えを御説明させていただいて御理解いただいたわけでございますが、あくまでもこの本議会におきまして条例をお認めいただいたあとの日程等についてですね、契約の方法につきましても御説明をさせていただきますが、我々は平成24年4月から予定をいたしておりますが、当然御理解をいただきたいわけでございますが、そういう山本委員の御質問のような事態になれば当然ですね、おのずから直営でやっていかざるをえないという、再度御理解を求めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

◎山根委員長
山本委員。

○山本委員

直営でやりたいということやけれども、相手先があることやさな。そうすると相手先にも非常に御迷惑がかかると思うんですよ。そこら辺の御迷惑がかかるときに、もう相手側は特命ということで、どんどん動いておるわけやわな、話を聞いておると。そこら辺がもう全然ストップになってきたときに、これ信用問題になると思うんですよ、行政の。そこら辺はどうなんやろな。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

当然相手様には我々行政の事務上のことにつきまして、十分説明をさせていただいております。それで、当然議会の議決をいただいたあとに、正式に我々が仕様書で募集をかけて申請書を出していただくという条件の中でいろいろ御協議をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎山根委員長

山本委員。

○山本委員

それはそのとおりやけれども、現実問題としたら向こうも、人も当然必要になってくるし、いろんなことの中で動いておるわけや。それをすべてストップさせやならんということ、あなたの考えておるように直営でやらざるをえんのやというような甘い考えではいかんと思うよ。私はな、もう答弁は求めませんが、結局そういうことになったら大変なことになりますやんか。そやで慎重にやって欲しいということや。そうすると6月議会にこの条例改正を出していただいてそれまでにやっぱり話を詰めたり、それで特命にするという話もあってしかるべきやと思いますよ。それがこんな急に唐突に出てきて、これや、それで特命も出てくる。これびっくりしますやんか。そうすると相手は相手で動いておる。そんなことになると大変ですやんか。そやでもっとやっぱり真剣にやな、慎重に石橋を叩いて叩いて渡るようなことにならんと、それはもう信頼関係も何もないようになりますよ。あなたの考えておる一、僕らは向こうでも話は聞いておるけれども、かなり動いていきますよ。そんなあなたが考えておるような、そんなんやったら仕方がないで直営でするんやということになると大変なことになりますよ。あなたなら簡単にこう、何か聞いておると考えておるやけれども。答弁はいいけれども、そんなことやで、真剣に、やっぱり慎重に対応して欲しいとこれだけ申しておきます。今後もあることやで。

◎山根委員長

他にございませんか・・・上田委員。

○上田委員

条例の中の時間の話ですが、8時半から17時15分という話ですが、これはですね、こういうその都度求めると、使う内容を求めるということになりますけど、例えば企業支援室のあれは24時間貸しているというか、そういう形で使っていていいですよという内容だと思うんですよ。いつ来ていただいても、この部屋は、部屋として貸す。それとの整合性をちょっと教えてください。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部参事

改正条例の開館時間及び閉館時間、これまでは規則で定めておりましたが、今回指定管理ということで、より明確化するために今回規則から条例にもってこさせていただきました。

それで議員御指摘のですね、通常のセンターの開館時間につきましては8時半から5時15分でございます、起業家支援室、インキュベーションの部分につきましては第3項で「前2項の規定にかかわらず24時間使用できる」こととなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

ということは、係員はだれかついて、そのチェック体制をするということになるのですか。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部参事

チェック体制につきましては我々職員の勤務時間以外につきましては警備保障の方に关与いただいております。

それから、施設、セキュリティのチェックにつきましてはインキュベーション施設に入室している方がそれぞれそのセキュリティのロックするキーを持ってございますので、その辺で対応をいただいております。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

ということは、警備保障に頼んでセキュリティのそういうカードで対応するということになりますと、先ほど山本委員や辻委員が言ったように、部屋も通れますよね、見えますよね。支援室からそういう事務所に。その辺のところは個人情報とかいろんな問題のことは発生しないのですか。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部参事

全体のインキュベーション施設で、共用施設と我々がおります事務所棟の間にシャッターを設け

てインキュベーション施設を利用する方々は事務所棟に入れないシステムになっておりますので
よろしく申し上げます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

ということは、それをこの改造してつくるということで理解していいですね。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

今現在もそういう仕組みになっておりますのでよろしく申し上げます。

◎山根委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はございませんか…辻委員。

○辻委員

先ほども申させていただきましたが、指定管理をする以上は、あくまでも公募というのを原則に
していただきたい。これが当初の話でも変わっていないということでしたら、私は反対をせざるを
えないという形になりますので、それだけ御理解をいただいて、また皆さんも慎重な対応をお願い
したいなというふうに思います。

◎山根委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

お諮りいたします。

「議案第81号伊勢市産業支援センター条例の一部改正について」を採決するということで賛成の
方は御起立願います。

(委員起立)

◎山根委員長

起立多数と認めます。

そのように決定いたします。

議案第62号 伊勢市都市公園条例の一部改正について

◎山根委員長

次に「議案第62号伊勢市都市公園条例の一部改正について」の御審査を願います。

12ページをお開きください。12ページから14ページまでとなります。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎山根委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎山根委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第62号伊勢市都市公園条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

議案第63号 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

◎山根委員長

次に「議案第63号伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」の御審査を願います。

15ページをお開きください。15ページから20ページまでとなります。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第63号伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

議案第64号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について

◎山根委員長

次に「議案第64号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について」の御審査を願います。

21ページをお開きください。21ページから26ページまでとなります。

御発言はございませんか・・・辻委員。

○辻委員

ここも本会議で議案質疑等がございましたけれども、個人情報の問題というのはすごく大きなウエートを占めておりまして、それがパソコンを貸し出すという形では問題がないというような話だったわけですが、この産業建設委員協議会で示された資料の中にはさまざまな個人情報として、数字まではわからなくても、だれがどういう滞納をしているとか、そういうことがわかってしまうような内容になっているかというふうに思うのですが、その点はどのように対応されるのでしょうか。

◎山根委員長

建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

個人情報の保護につきましては、指定管理者に使用させる公営住宅システムにおきまして、伊勢

市のサーバーと指定管理者のパソコンとの間で専用のネットワークを整備いたしまして、外部からの進入を防ぐような方法をとっていきたいと考えております。

それから、必要最低限の情報しか見られないようなシステムにしていきたいと考えておりますし、また指定管理者の方がシステムを利用していただくときに、個人ごとにID・パスワード等を付与いたしまして、職員だれも見られるような状況ではなくて、管理者と普通の職員とでは、情報の見られる範囲が違うというような、そういうIDとパスワードを設定していきたいと考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

それだけで守られるのでしょうか。当然情報を持って対応をしていかないと指定管理を受けた側も中々厳しいものがあるかと思いますが、指定管理を募集していくということになりますと、そういったものがしっかりとわかっておって、従業員は特に辞められていくとか、普通の民間であれば当然退職等云々がしょっちゅうあるというふうに考えたほうがいいかと思っておるのですが、その辺のところを考えるとちょっと危ないところがあるんじゃないかと思うのですが、その辺はどのように考えておるわけでしょうか。

◎山根委員長
建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

指定管理者と協定書を結ぶときに、その協定書の中にそういう個人情報の保護法令等の遵守事項について盛り込んでいきたいと考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

その中には罰則等も設けられていくのでしょうか。例えば退職された方に関しましても、どこまで影響を及ぼすのか、その辺を確認したいと思います。

◎山根委員長
建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

罰則等もその協定書の中へ盛り込んでいきたいと考えております。詳しいことにつきましては、また、選定委員会でも議論をしていただきたいと思いますと考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

これ協議会のほうでもお話をしましたけれども、他市の状況でいきますと、全部が全部指定管理を受けているとは限らず、部分的に指定管理を受けているというのがあるかと思いますが、そういった部分というのは掌握されたのでしょうか。

◎山根委員長
建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

部分的、ちょっと私、その御質問の意味がちょっと理解できないのですが、部分的とおっしゃいますとどういうことでしょうか。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

部分的と言うのは、全体の住宅すべてではなくて、住宅のうち、この住宅は指定管理しない、この住宅は指定管理するというふうな形であったというふうな形のものですが。

◎山根委員長
建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

名張市さんのほうへも視察は昨年行かせていただいておりますが、私が把握しているところでは団地ごとにするとところ、しないところがあるというようなことはちょっと聞いておりません。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

そうすると例えば指定管理を申し込む方々から見てそういった条件が出たときにはどうされるのですか。

◎山根委員長
建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

私どもといたしましては、産業建設委員協議会でもお話をさせていただきましたように、24年10月、39回地、1,030戸を一括ですべてを1事業者の方にお願ひしたいと考えております。

業務につきましては公権力の行使の関係で伊勢市がすべきこと、指定管理者がすべきことというのは別れてはまいりますけれども、回地ごとでわけて数事業者にということは、現在のところ考えておりません。

募集に関しまして1事業者に対してすべての回地をお願ひしたいということで応募をかけていきたいと考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

最後にします。ちょっと確認だけです。先ほども言いましたが、あくまでも公募でされるということで理解をさせてもらってよろしいですか。

◎山根委員長
建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

今回の市営住宅の管理につきましてはプロポーザル方式での公募ということで考えております。

◎山根委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長
御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それでは討論を行います。
討論はございませんか…山本委員。

○山本委員

私もこの指定管理者等々、先般名張のほうにも電話をして、いろいろとメリット、デメリット等を聞いたのですが、恐らく近い将来こういう管理者制度に流れていくであろうというように私は私なりに電話で確認をいたしました。したがって賛成の立場での討論ですが、ややもすれば今、辻委員の言ったように情報の流失、漏洩等々があってはならんということも申し上げて、それとともにやっぱり行政とその管理者とそこら辺は嚴重な契約と申しますか、万全の体制で臨んでいただきたいと、それを申し添えて賛成の討論といたします。

◎山根委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

それではお諮りいたします。

「議案第64号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について」を採決いたします。賛成の方は誤記率ください。

(委員起立)

◎山根委員長

全員賛成ということで「議案第64号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正について」は全会一致をもって決定いたしました。

議案第 65 号 市道の路線の認定について

◎山根委員長

次に「議案第 65 号市道の路線の認定について」の御審査を願います。

27ページをお開きください。27ページから36ページまでとなります。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第65号市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

平成23年請願第8号「TPP参加反対の意見書」提出を求める請願

◎山根委員長

次に「平成23年請願第8号「TPP参加反対の意見書」提出を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:33

◎山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

請願についてどのような取り計らいをさせていただいたらよろしいですか…品川委員。

○品川委員

TPPは非常に範囲が広く、今回は農業だけですけれども、私ども議員としても、もう少し深く勉強する必要があると思うので、今回の場合は継続としていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

ただいま品川委員から継続審査としてもう少し勉強したいという御意見がありましたが、「平成23年請願第8号」につきましては、継続審査にすることに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査願います案件は、すべて終わりましたが、委員長報告文の作成については、正副委員長に、御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それではこれをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 10：34

上記署名する。

平成 23 年 10 月 3 日

委 員 長

委 員

委 員